

平成19年1月4日(木)から

ATMでは10万円を超える現金振込はできません。

キャッシュカードによる振込は従来通りご利用いただけます。(注1)

平成19年1月4日から、法律^(本人確認法施行令・施行規則)の改正により10万円を超える現金振込については「本人確認」が必要となりました。**このため、ATMによる10万円を超える現金振込**(当店宛も含みます。)の取扱いを停止させていただくこととなりました。

また、窓口で10万円を超える現金振込をされる場合は「本人確認書類」により本人確認させていただきます。

なお、キャッシュカードによる振込は従来通りご利用いただけます。(注1)お客様には何かとご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年 1月4日から ATMによるお振込

現金振込	10万円以下	○	従来通りご利用いただけます。
	10万円超	×	ご利用いただけません。「本人確認書類」をご用意のえ、窓口までお申し付けください。
キャッシュカードによる振込	当金庫のカード	○	従来通り当金庫所定の範囲内でご利用いただけます。(注1)
	他行カード	○	従来通りご利用いただけます。(注1) お取引の金融機関により振込限度額が設けられておりますので、詳しくは直接お取引の金融機関へご照会ください。

(注1) ただし、「本人確認法」に基づく本人確認が済んでいない口座のキャッシュカードを使って、10万円を超える振込はご利用いただけません。詳しくはカード発行金融機関へお問い合わせください。

平成19年 1月4日から 窓口で10万円を超える現金振込をされる場合

振込依頼書に必要事項をご記入のうえ、「本人確認書類(注2)」をご提示ください。
なお、お取り扱い時間により翌日扱いとなる場合がありますので予めご了承ください。

(注2) 「本人確認書類」: 運転免許証、パスポート、国民年金手帳、各種健康保険証、身体障害者手帳、外国人登録証明書 など